

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【公開番号】特開2019-55295(P2019-55295A)

【公開日】平成31年4月11日(2019.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2019-014

【出願番号】特願2019-289(P2019-289)

【国際特許分類】

A 4 5 D 20/10 (2006.01)

A 4 5 D 20/12 (2006.01)

【F I】

A 4 5 D 20/10 Z

A 4 5 D 20/12 K

A 4 5 D 20/12 Z

A 4 5 D 20/12 C

A 4 5 D 20/12 B

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月23日(2019.8.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外壁を有するハウジングと、流体入口及びヘアケア機器から毛髪に向かって流体を吹き出すための流体出口と、前記外壁内に収容された内部構造と、前記外壁を横切って延びる端壁とを備えたヘアケア機器であって、前記端壁は、前記内部構造を介して前記ハウジングに取り付けられ、前記端壁は、前記内部構造の対応する溝と係合するように、前記端壁から延びる突起を含む、

ことを特徴とするヘアケア機器。

【請求項2】

前記端壁は、フィルタユニットの一部を形成し、前記フィルタユニットは、メッシュフィルタと、前記メッシュフィルタの周囲を取り囲むフィルタフレームとをさらに含む、
請求項1に記載の機器。

【請求項3】

前記端壁は、内部構造の周囲で連続していない、
請求項1または2に記載の機器。

【請求項4】

前記内部構造は、前記内部構造から半径方向外向きに、前記内部構造の少なくとも一部に沿って延びるリブを有する、

請求項1から3のいずれかに記載の機器。

【請求項5】

前記フィルタフレームは、前記端壁を前記内部構造に取り付けた時に、前記リブのいずれかの側に当接する、

請求項1から4のいずれかに記載の機器。

【請求項6】

前記リブは、前記リブの一部に沿って延びる凹部を含む、

請求項 4 または 5 に記載の機器。

【請求項 7】

前記端壁は、該端壁を前記内部構造に取り付けるために前記ハウジングの方に押される、請求項 1 から 6 のいずれかに記載の機器。

【請求項 8】

前記端壁は外縁部を有し、前記端壁を前記内部構造に取り付けた時に、前記外縁部が前記外壁に隣接又は当接する、

請求項 1 から 7 のいずれかに記載の機器。

【請求項 9】

前記外縁部は、前記外壁の端面のための嵌合面を形成する、
請求項 8 に記載の機器。

【請求項 10】

前記端壁の前記外縁部は、前記ハウジングの前記端壁を横切って延び、従って前記端壁が前記外壁に交わった場合、前記ハウジングの外径は前記端壁の外径と実質的に同じである、請求項 8 または 9 に記載の機器。

【請求項 11】

前記ハウジングは、ハンドルである、
請求項 1 から 10 のいずれかに記載の機器。

【請求項 12】

前記ヘアケア機器は、ヘアドライヤである、
請求項 1 から 11 のいずれか 1 項に記載の機器。

【請求項 13】

前記ヘアケア機器は、温風整髪機器である、
請求項 1 から 12 のいずれか 1 項に記載の機器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0093

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0093】

本発明は、上述した詳細な説明に限定されるものではない。当業者には、変形例が明らかであろう。

本発明は、例えば以下のような態様とすることができます。

(1) 前記端壁は、少なくとも部分的に前記端壁の周囲に延びる複数の開口部を含む。
(2) 前記端壁は、該端壁を前記内部構造に取り付けるために前記内部構造に対して回転する。

(3) 前記端壁は、前記外壁から離れて延びる。

(4) 前記ハウジングは長手方向軸を有し、前記外壁は、該長手方向軸に沿って延びる、

(5) 前記端壁は、前記外壁から離れて前記長手方向軸に向かって延びる。

(6) 前記端壁は、前記外壁から離れて延びるにつれ、前記外壁から前記長手方向軸に向かって延びる。

(7) 前記端壁は、前記外壁から離れて延びるにつれ先細になる。

(8) 前記端壁の形状は、截頭円錐形である。

(9) 前記端壁は、前記内部構造に係合する第 1 の部品、及び該第 1 の部品によって前記外壁に対して保持される第 2 の部品という 2 つの部品によって形成される。

(10) 前記第 1 の部品は、前記第 2 の部品に対して回転自在である。

(11) 前記第 1 の部品は、前記端壁を前記ハウジングに係合させるように前記内部構造に対して回転自在である。

(12) 前記ハウジングは、長円形断面を有する。

(13) 前記端壁は、第 1 の取り付け部材を含み、該第 1 の取り付け部材は、前記端壁か

ら延びて前記内部構造の協働する取り付け部材に係合する。

(14) 前記第1の取り付け部材及び協働する部材の一方は溝を有し、前記端壁を前記機器の前記内部構造に取り付けた時に、前記第1の取り付け部材及び前記協働する部材の他方の協働する突起が前記溝に入り込む。

(15) 前記溝は螺旋形である。

(16) 前記端壁は、該端壁を取り付けた時に前記外壁の内側に延びるリップ部を有する。